⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問（http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）』を参照のこと。
⑼　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Hirose, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 76
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Thermal Type Receipt 26,860 rolls
⑷　Duration of policy : from 1 April, 2014 to 30 April, 2015.
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :
①　not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
②　have passed approval inspection of the processing of the Thermal Type Receipt which Japan Highway Public Corporation, East Nippon Expressway Co.,Ltd., Central Nippon Expressway Co., Ltd. or West Nippon Expressway Co., Ltd. establishes after first (1st) day of April, 2004. Or be having the results which delivered the Thermal Type Receipt to Japan Highway Public Corporation, East Nippon Expressway Co., Ltd., Central Nippon expressway Co., Ltd. or West Nippon expressway Co., Ltd. after first (1st) day of April, 2004.
⑺　Deadline for tender : 2 : 00 P.M. 4 February, 2014
⑻　Contact point for the notice : Moriyuki Mitsuzuka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月11日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
八王子支社長　飯塚　徹也
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達物品名及び数量　八王子支社管内における電気需給
契約電力
①　八王子ＩＣ　660kW
②　八王子ＪＣＴ　1,284kW
③　八王子城跡・恩方トンネル　564kW
④　談合坂ＳＡ（上り線）　583kW
⑤　談合坂ＳＡ（下り線）　540kW
⑥　双葉ＳＡ　662kW
⑦　諏訪湖ＳＡ　706kW
年間予定使用電力量
①　八王子ＩＣ　4,122,701kWh
②　八王子ＪＣＴ　3,220,742kWh
③　八王子城跡・恩方トンネル　1,634,928kWh
④　談合坂ＳＡ（上り線）　3,415,260kWh
⑤　談合坂ＳＡ（下り線）　3,109,152kWh
⑥　双葉ＳＡ　2,969,152kWh
⑦　諏訪湖ＳＡ　3,028,249kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　使用期間　平成26年４月１日０時00分から、平成27年３月31日24時00分まで。
⑸　需給場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　応札は、入札者が希望する電気需給場所のみとすることができる。入札金額及び契約単価は、電気需給場所毎に設定するものとし、電気需給場所毎の電気需給期間の１月毎に、契約上使用できる電気の最大電力（以下「契約電力」という。）に対して入札者が設定する単価を契約電力（kW）に乗じて得た基本料金（円／月）及び予定使用電力量に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（kWh）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ１年間合計した総和の金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）を記載すること。ただし、入札金額には、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
なお、単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
②　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。
㈠　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
㈢　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
㈣　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㈥　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
㈦　会社と係争中である者
㈧　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
㈨　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
㈩　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
㈪　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
㈫　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
㈬　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
㈭　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
③　前号の規程に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
⑵　入札書の受領期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表類
③　納税証明書の写し（書式その３、その３の２、その３の３のうち、いずれか一枚）
④　会社の経歴を記載した書類